り都道府県知事の許可を受けなければならない貯蔵所（水素等供給等促進法第十七条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けることができる貯蔵所を含む。）及び高圧ガス保安法第十七条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない貯蔵所並びに同法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない液化酸素の消費のための施設（これらの施設の配管のうち移送取扱所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）　三十五メートル以上

三　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三条第一項の規定により経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）の長の登録を受けなければならない販売所であつて三百キログラム以上の貯蔵施設を有するもの（当該施設の配管のうち移送取扱所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）　三十五メートル以上

［四～十二　略］

十三　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において定められている震災時のための避難空地又は避難道路　三百メートル以上

［十四　略］

（蓄電池設備の基準）

第六十八条の二の三　規則第二十四条の十二の三第二項第一号、第二十八条の六十の四第二項及び第五項第四号、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号ロ並びに第四十三条の三第三項第二号の告示で定める基準は、日本産業規格Ｃ八七一五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格Ｃ四四四一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三条第一項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない販売所であつて三百キログラム以上の貯蔵施設を有するもの（当該施設の配管のうち移送取扱所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）　三十五メートル以上

［四～十二　同上］

十三　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条に規定する市町村地域防災計画において定められている震災時のための避難空地又は避難道路　三百メートル以上

［十四　同上］

（蓄電池設備の基準）

第六十八条の二の三　規則第二十四条の十二の三第二項第一号、第二十八条の六十の四第二項及び第五項第四号、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号ロ並びに第四十三条の三第三項第二号の告示で定める基準は、日本産業規格Ｃ八七一五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格Ｃ四四四一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

附　則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。

○農林水産省告示第五百一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和八年農林水産省令第二十号）の一部の施行に伴い、並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項及び日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準及び有機畜産物の日本農林規格の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

動物用生物学的製剤基準及び有機畜産物の日本農林規格の一部を改正する告示

第一条　動物用生物学的製剤基準（平成十四年農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正する。

（動物用生物学的製剤基準の一部改正）

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

第二条　有機畜産物の日本農林規格（平成十七年農林水産省告示第千六百八号）の一部を次のように改正する。

（有機畜産物の日本農林規格の一部改正）

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から施行する。